

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁兼不作為庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年11月10日付けで提起した別紙1から4まで記載の各審査請求及び同年12月18日付けで提起した別紙5記載の審査請求について、それぞれ関連することから、併せて、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人の別紙1から5まで記載の各審査請求をいずれも却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和7年11月10日、別紙1から4までの各第1項記載の審査請求書を、令和7年12月18日、別紙5の第1項記載の審査請求書を審査庁に提出し、審査請求をそれぞれ提起した。
- 2 審査庁は、審査請求の趣旨等が不明であったことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、審査請求人に対して、別紙1から4まで記載の各審査請求については令和7年12月5日に、別紙5記載の審査請求については令和8年1月6日に、それぞれ請求の趣旨について補正を命じるとともに、質問書を送付した。
- 3 審査請求人は、別紙1から4まで記載の各審査請求については令和7年12月

15日に、別紙5記載の審査請求について令和8年1月14日に、それぞれ補正書及び質問書に対する回答を審査庁に提出し、各審査請求の趣旨をそれぞれ別紙補正後の請求の趣旨記載のとおり補正した。

理 由

1 不作為について作為を求める部分について

別紙1記載の審査請求の補正後の請求の趣旨は「(マイナンバーカード制度に係る)特定個人情報ファイル簿」の「速やか」な「作成・公表を命ずる裁決」を、別紙2記載の審査請求の補正後の請求の趣旨では「(マイナンバーカード交付前特定個人情報の将来保管に係る)特定個人情報ファイル簿」を「速やかに作成・公表を命ずる裁決」を、別紙3記載の審査請求の補正後の請求の趣旨では(審査請求人に交付済みのマイナンバーカードの)「有効期限の訂正処理を行うよう命ずる裁決」を、別紙4記載の審査請求の補正後の請求の趣旨は「マイナンバーカードに関する必要な事務処理を行わせる裁決」をそれぞれ求めるものである。

しかしながら、法第3条は、不作為についての審査請求が認められる者を「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」と定めるとともに、行政庁の不作為を「法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らの処分をしないこと」と定め、不作為についての審査請求ができる場合について、法令に基づく処分を求める申請に対する不作為に限定している。

よって、別紙1から4まで記載の審査請求は、法令に基づく処分を求める申請を前提とするものではないことから、法第3条に定める不作為の審査請求に該当せず、不適法である。

2 確認を求めている部分及び確認を求めていると思われる部分について

別紙5記載の審査請求は、「交付期限経過後に送付された通知に関する事故について、当該事故に関する事故報告書その他の関係文書が作成・保存されていない状態が、行政組織としての事務管理及び文書管理として適切であったか否かについて判断を求める」ことを補正後の請求の趣旨としており、処分庁の

対応が違法又は不当であったことの確認を求めるものである。

しかしながら、法は、国民の権利利益の救済を目的とすることから、処分の適法性を抽象的に審査する制度ではなく、具体的処分の効力を是正することを目的とする救済制度である。

そのため、法第46条第1項に「審査請求に理由がある場合には、裁決で当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する」と規定し、違法であることを確認するとの裁決類型は原則として予定しておらず、また、無効等確認訴訟を明示的に認める行政事件訴訟法第3条第4項のような規定は存在しない。

そうであるならば、抽象的な違法性確認のみを求める審査請求は、法の予定する請求類型に該当せず、不適法である。

よって、別紙5記載の審査請求は、不適法である。

3 結論

以上の理由により、本件各審査請求は不適法であり、補正することができないことから、法第45条第1項及び第49条第1項の規定により、いずれも審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和8年3月10日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

別紙 1

1 審査請求書の記載

(1) 日付

令和 7 年 11 月 10 日

(2) 審査請求に係る処分

葛飾区長が令和 7 年 9 月 19 日付けで行った 7 葛総総第 828 号についての処分

(3) 審査請求の趣旨

マイナンバーカード交付のファイル簿作成されていないことへの不服とマイナンバーカード関連のファイル簿の作成と葛飾区が個人情報の管理体制として定めていた 2016 年からの保護管理者等の不作為

2 審査請求書記載の審査請求に係る処分の内容

令和 7 年 9 月 11 日付けで受け付けた情報の公開の請求についての、情報不存在決定

3 補正後の請求の趣旨

葛飾区長が、特定個人情報ファイル簿を作成し公表しない不作為を違法とし、速やかに作成・公表するよう命ずる裁決を求める。

4 請求の趣旨に関する質問書への回答

マイナンバーカード交付のみ記載された個人情報ファイル簿を作成しない等の不作為についての審査を求めている。

別紙 2

1 審査請求書の記載

(1) 日付

令和 7 年 11 月 10 日

(2) 審査請求に係る処分

葛飾区長が令和 7 年 9 月 29 日付けで行った 7 葛総総第 914 号についての処分

(3) 審査請求の趣旨

本来のマイナンバーカードで保有された目的から総行住 33, 38 号などで変更された保有特定個人情報に対してのファイル簿の作成

2 審査請求書記載の審査請求に係る処分の内容

令和 7 年 9 月 17 日付けで受け付けた情報の公開の請求についての、情報不
存在決定

3 補正後の請求の趣旨

葛飾区長が特定個人情報ファイル簿を作成し公表しない不作為を違法とし、
速やかに作成・公表するよう命ずる裁決を求める。

4 請求の趣旨に関する質問書への回答

マイナンバーカード交付を含む情報が記載された個人情報ファイル簿を作成
しない不作為についての審査を求めている。

別紙 3

1 審査請求書の記載

(1) 日付

令和7年11月10日

(2) 審査請求に係る処分

葛飾区長が令和7年10月8日付けで行った7葛地戸第1489号についての処分

(3) 審査請求の趣旨

私に対する「交付書（督促）」を送付していないとしていることでのマイナンバーカードの有効期限の訂正（起算日を令和5年4月23日）とし、すぐに対応しなかったことによる電子証明書の棄損、健康保険証の棄損、その他権利の棄損の復旧と職員と管理者の対応の不作為

2 審査請求書記載の審査請求に係る処分の内容

令和7年10月2日付けで受け付けた個人情報の開示請求についての、保有個人情報不開示決定

3 補正後の請求の趣旨

葛飾区長が、有効期限の起算日の訂正を行わない不作為を違法とし、速やかに有効期限の訂正処理を行うよう命ずる裁決を求める。

4 請求の趣旨に関する質問書への回答

マイナンバーカードの有効期間の起算日を令和5年4月23日付けと訂正しない不作為について審査を求めている。

別紙 4

1 審査請求書の記載

(1) 日付

令和 7 年 11 月 10 日

(2) 審査請求に係る処分

葛飾区長が令和 7 年 10 月 8 日付けで行った 7 葛地戸第 1489 号についての処分

(3) 審査請求の趣旨

マイナンバーカードの破棄通知書の存在を認めて、そのことにより発生した有効期限の訂正、対応の不作为によって棄損された電子証明書、健康保険証、その他棄損された区民としての権利の復旧

2 審査請求書記載の審査請求に係る処分の内容

令和 7 年 10 月 2 日付けで受け付けた個人情報の開示請求についての、保有個人情報不開示決定

3 補正後の請求の趣旨

葛飾区長に対し、マイナンバーカードに関する必要な事務処理を行わせる裁決を求める。

4 請求の趣旨に関する質問書への回答

マイナンバーカードの破棄通知書の存在を認めることを求めている。

別紙 5

1 審査請求書の記載

(1) 日付

令和7年12月18日

(2) 審査請求に係る処分

葛飾区長が令和7年11月13日付けで行った7葛地戸第1784号についての処分

(3) 審査請求の趣旨

交付期限経過後に送付された通知に関する事故について、関係文書が作成・保存されていないことの適否について判断を求める。

2 審査請求書記載の審査請求に係る処分の内容

令和7年11月4日付けで受け付けた公文書の公開の請求についての、公文書不存在決定

3 補正後の請求の趣旨

交付期限経過後に送付された通知に関する事故について、当該事故に関する事故報告書その他の関係文書が作成・保存されていない状態が、行政組織としての事務管理及び文書管理として適切であったか否かについて判断を求める。

4 請求の趣旨に関する質問書への回答

一定の書類が作成されないこと（不作為）が違法であることの確認を求めている。

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

